

第 1 回 川之江地区まちづくり会議 協議概要			
開催日時	平成24年12月3日(月) 19時30分～21時00分		
開催場所	四国中央市川之江文化センター4階 視聴覚室		
公開／非公開	公開	傍聴者	(一般) なし (報道関係者) 2名
出席者氏名			
(委員)	赤木泰子, 秋山明生, 石川賢弘, 石黒忠則, 内田智美, 河嶋直久, 小城干樹 篠原優也, 谷 裕二, 中田邦志, 長野光正, 西本奏太, 宮崎康史, 森川 隆		
(事務局)	石水信和, 喜井孝志, 渡辺日出光, 岸 明法, 篠原智美, 薦田仁志		
(支援事業者)	ランドブレイン(株)広島事務所		
会議の内容			
1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 市長あいさつ 4. 自己紹介 5. 委員長・副委員長選任 (委員長:長野光正 副委員長:谷 裕二) 6. 委員長あいさつ 7. 川之江地区基本計画の策定について (議事) (1) 会議傍聴要領の承認について (2) 事業の背景、目的について (3) 事業実施工程について (4) 会議運営ルール(案)について (5) まちづくり会議の運営(案)について (6) その他			
協議の概要			
1. 議 事 (1) 会議傍聴要領の承認について (「会議傍聴要領」<資料4>) (事務局より説明→承認) 四国中央市「自治基本条例」において住民自治・情報公開促進の観点から、審議会等については原則として公開が求められている。公開にあたり、当会議の傍聴における秩序を確保するため「会議傍聴要領」を定める。			
(2) 事業の背景、目的について (「川之江会館跡地に係る基礎的調査結果」<資料6>) (事務局より説明→承認) 「市民文化ホール建設に係る跡地利用の基本方針」<資料5>を受け、川之江会館跡地利用に係る基礎的調査結果を基に、今年度より具体的検討着手に至った背景を説明 (説明概要) <ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用等の基本方針 ・スケジュール(案) ・跡地利用コンセプト ・川之江会館の現状 ・地域の特性、周辺施設の状況 			

- ・防災面の強化に係る検討の必要性
- ・跡地利用の事業手法等

**(3) 事業実施工程について (「基本計画策定工程表」<資料7>)
(「平成24年度検討フロー図」<資料8>)**

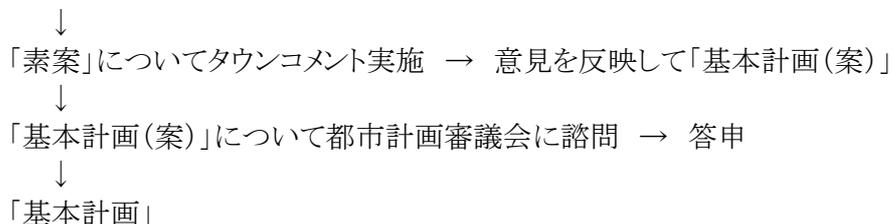
(事務局より説明→承認)

平成24年度は基本計画の策定、平成25年度は実施計画の策定、平成26年度は事業実施にむけた調整・準備、平成27年度より事業実施というスケジュールを想定。

現在の進捗状況は、これから実施予定の地域住民対象のアンケート調査内容について協議中。庁内プロジェクトチームについては設置済み。

(平成24年度主な流れ)

「まちづくり会議」ではアンケート分析結果、ワークショップで抽出された住民の意見、庁内プロジェクトチーム計画案等を基に意見交換を重ね、庁内プロジェクトと連携して「基本計画の素案」を作成。



(4) 会議運営ルール(案)について (「会議運営ルール(案)」<資料9>)

(事務局より説明→承認)

当会議の円滑な、効果的な運営に向け、会議設置の目的、目標、ルールなどを盛り込んだ基本ルールを定める。

**(5) まちづくり会議の運営(案)について
(「川之江地区まちづくり会議について」<資料10>)**

(事務局及び支援事業者より説明→承認)

(説明概要)

- ・住民参画の方法と検討体制(案)について
- ・ワークショップ開催について
- ・今後のまちづくり会議のあり方について
- ・計画とりまとめの方向性について
- ・ワークショップ参加者の各種団体推薦について

**(6) その他
(事務局よりお知らせ)**

- ・川之江地区まちづくり基本計画策定事業の特設ホームページ開設について
- ・基本計画策定にあたっての考え方、プロセスについて(「策定プロセスの概要」<資料11>)

【質疑応答】

Q1: 合併特例債の発行期限延長は確定しているのか。

→A1: 平成24年6月に合併特例債延長法が成立したことにより、法律上は確定している。
市側の手続きとして、「新市建設計画」との整合、議会の議決等、所定の手続きが必要。
合併特例債は、市にとって非常に有利な財源であることを念頭に、今後検討していきたい。